

令和6年7月1日

◎土森委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(10時00分開会)

◎土森委員長 本日の委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託されました事件は、「付託事件一覧表」のとおりでございます。日程につきましては、日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、7月3日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程につきましては、日程等によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることといたします。

《土木部》

◎土森委員長 それでは、土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。

なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎荻野土木部長 6月議会に提案しております土木部の議案について御説明いたします。2ページをお願いいたします。令和6年度の繰越明許費の説明資料でございます。第2表繰越明許費の土木費の金額欄にありますとおり、7億2,774万9,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。これは、2件の道路事業におきまして、計画調整に日時を要したため、完成が令和7年度になることが見込まれるものでございます。

次に3ページを御覧ください。条例その他議案の目録となっております。土木部がお諮りするの、第10号議案、国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案の1件でございます。

以上の予算議案、契約議案の詳細につきましては後ほど担当課長から御説明いたします。

次に4ページを御覧ください。こちらは令和6年度の各種審議会等の審議経過等一覧表をとなっております。

次に、土木政策課及び住宅課からそれぞれ1件、合計2件の報告がございます。報告事項の詳細は後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に5ページをお願いいたします。令和5年度高知県一般会計事故繰越し繰越使用報告についてでございます。

次の6ページ、15災害復旧費のうち、7ページの3土木施設災害復旧費の事故繰越額は、

中ほどの翌年度繰越額の欄にありますとおり、9,004万6,000円となっております。繰越しの理由といたしましては、令和4年度に発注した1件の災害復旧工事におきまして、令和5年4月豪雨により再度被災し、その対応に日時を要したため、昨年度中の完成が見込めなくなったものでございます。なお、この事業につきましては、令和6年4月に完成しております。以上で私からの総括説明とさせていただきます。

◎土森委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈土木政策課〉

◎土森委員長 土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 条例その他議案1件について、御説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。第10号議案、国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。

2ページを御覧ください。1位置図に表示しております国道494号において、佐川吾桑バイパス、総延長3,300メートルの整備を進めております。今回の議案の施工場所は、左下の赤い線で示しております須崎1工区で、点線部分の野瀬トンネル延長296メートルでございます。

資料の下段、2工事概要の事業内容の欄、中ほどの少し下にありますとおり、令和4年12月21日に、大旺新洋・田邊・杉本特定建設工事共同企業体と契約を締結し、工事を進めております。

変更内容の欄を御覧ください。今回の変更は4点ございます。1点目は、当初の想定より地質が脆弱であったため、坑口部となります地山の脆弱な箇所を掘削する際の安定性を高めるために行う補助工法の延長を延ばすことによるものです。2点目は、トンネル坑口部におきまして地山の安定化を図るため、のり面を補強する対策を実施するものです。補強対策はのり面への吹きつけモルタル及び鉄筋挿入工を実施いたします。3点目は、仮設ヤードの設置場所につきまして、施工時における工事用車両の動線を踏まえまして、より安全な配置について協議をしました結果、仮設ヤードの設置場所を変更することとなり、これに伴い、近接する民家への総合対策としまして防音パネルを設置するものです。4点目は、残土処理につきまして、当初の残土場が満杯に近づいてきたため、搬出先を探す中でほかの公共工事において有効に活用できることとなりました。これにより、残土の運搬距離が当初の残土処理場から、ほかの公共工事の施工場所へと延びることに伴い、変更をするものです。

以上の変更によりまして、契約金額を14億4,300万2,000円から7,332万6,000円増額いたしまして、15億1,632万8,000円に、また完成期限を令和6年12月5日から116日間延長しまして、令和7年3月31日に変更しようとするものでございます。

説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 このトンネル工事は、発注をしてから、変更がずっと出てくる。それは、当初設計のときに最小の経費でやっていくから、工事が始まって、例えば地質が脆弱であったためとかによって増額になるのは、今までもお聞きしておりましたけれども、想定される変更はこれで終わりのとらえ方でいいのか、まだ変更の可能性はあるのか、その辺はどんなんですか。

◎中村道路課長 今回の変更につきましては、まだトンネルを掘削している延長全ての断面の変更が終わっているわけではございませんので、今後また変更が出てまいります。今後の変更につきましては、12月議会でお諮りすることを考えているところでございます。現在、今回の延長後の工期、令和7年3月31日まででの完成が難しいと見込んでおります。9月議会におきまして、繰越明許費の予算を計上させていただきまして、金額によっては専決処分報告になる場合があるかもしれませんけれども、12月議会で変更の議案をお諮りすることを考えております。

◎上治委員 これからも変更の可能性があるとしたら、今回の変更の内容で出ている項目でいったら、1番になるのか、それ以外の、例えば残土処理になるのか、変更の内容はどういうものが想定をされてるんですか。

◎中村道路課長 12月議会の変更につきましては、トンネルの掘削の断面の変更によります支保工の変更でありますとか、労務費の上昇等に伴う単価のスライド等の変更がメインになるものと考えております。

◎中根委員 そんなふうに変更がずっと続くことはあり得ると思いますが、例えば落札のときに、競合する業者がいて、入札価格を高めを設定をしていたところが、別のところに落札されたと。しっかりした工事をしようとするときに、高めの落札を超えるような結果で執行されたことがあるとしたら、落札時の設定の仕方は大丈夫なのかという思いがしますが、そんな心配はないですか。

◎中村道路課長 入札のときの設計金額の考え方につきましては、先ほど上治委員からもお話がありましたとおり、できる限りのボーリング調査なども踏まえて、経済性の最も優れた断面で発注してございます。その後の工事の変更につきましては、地質の状況等は掘削が進む中で、監督職員が確認をした上で適切な断面に変更しております。入札の条件は各社同じで、変更の対応につきましても、どの企業が落札しても同じ対応になってまいりますので、問題ないと考えております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

〈道路課〉

◎土森委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 道路課の令和6年6月補正予算につきまして御説明いたします。1ページを御覧ください。繰越明許費でございます。2道路橋梁改良費の道路メンテナンス事業費につきましては、県道本川大杉線に係る上吉野川橋の修繕工事において、長大なつり橋であることの特殊性から、見積書の徴収に時間を要したため、6億1,780万1,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の道路交通安全施設等整備事業費につきましては、国道194号の工事におきまして、工事の施工に伴う迂回路の調整に日時を要したため、1億994万8,000円の繰越明許費をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものでございます。

以上で、道路課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で道路課を終わります。

これで、土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎土森委員長 続きまして土木部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈土木政策課〉

◎土森委員長 それではまず、県発注の地質調査業務に係る賠償金及び違約金の請求について、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 土木政策課から、1件の報告事項の御説明をさせていただきます。

2ページ、県発注の地質調査業務に係る賠償金及び違約金の請求についてを御覧ください。この件に関しましては、4月の業務概要委員会におきまして、営業停止処分と賠償金、違約金の請求、それぞれの手続につきまして報告させていただきました。まず、左側フロー図、営業停止処分につきましては、談合が認定された14社のうち、建設業を営んでいます10社に対しまして、建設業法に定める法令違反に該当しますことから、30日間の営業停止処分を行い、現時点で営業停止処分期間は終了しております。次に、賠償金違約金の請求手続につきまして御説明いたします。右側のフロー図を御覧ください。賠償金違約金の請求に先立ち、5月1日に各事業者に対して事前通知を送付し、請求の対象となる業務及び請求額などの確認を行いました。その後、6月7日付けで、最終契約金額の10%を賠償金違約金としてそれぞれ請求をしております。賠償金、違約金の支払いは、一括納付が原則となっておりますため、まずは、左側の矢印に進みます。一括納付の期限は請負契約に基

づきまして、請求月の翌月末までとなることから、7月31日水曜日となります。なお、一者が分割納付を希望しております。右側の矢印の手順となります。現在、履行延期申請が提出されており、審査を行っているところでございます。審査の見通しにつきましては、決算書類から一括納付が困難であることや、分割納付に際し連帯保証人の提供がされていることなどから、分割納付を承認する方向でございます。移行延期の期限は、一括納付期限の翌日から起算して、5年以内となる令和11年7月31日でございます。フロー図の一番下、国庫補助金及び市町村負担金の返還手続は、一括納付、分割納付が完了次第、県において随時手続を行うものです。

3 ページを御覧ください。公正取引委員会による課徴金と、高知県が請求します賠償金、違約金について、14者の状況を整理しております。表の上段、左から順番に事業者の商号、公正取引委員会による課徴金の額、高知県が請求します賠償金、違約金それぞれの額と合計額、右から2列目は、課徴金、賠償金、違約金の総合計としております。なお、右端は、建設業法に基づく営業停止処分の対象者に印をしております。賠償金につきましては、契約案件がないナンバー14有限会社草苺地工を除く、13者に対して、契約件数648件、請求合計額3億5,440万1,020円を、違約金につきましては、公正取引委員会が調査に入る前の最初に課徴金減免申請を行ったナンバー1株式会社相愛と、契約案件がない有限会社草刈地工を除く12者に対して、2億6,594万4,726円を請求いたしました。このうち、ナンバー3株式会社地研と、ナンバー6株式会社四国トライ、ナンバー10有限会社ムクタ工業につきましては、公正取引委員会による課徴金が減免されておりますので、違約金も同じ割合で減免しております。なお、6月末現在の賠償金約金の納付状況につきましては、5者から1億4,796万9,337円が納付されております。

今後につきましては、請求しました賠償金と違約金は債権管理を適切に行うとともに、今年度から導入しました委託業務の総合評価方式について分析と検証を行い、より効果的に運用できるよう、必要に応じ改善を図ってまいります。

土木政策課からの説明は以上でございます。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

〈住宅課〉

◎土森委員長 次に、非強制徴収債権の放棄について、住宅課の説明を求めます。

◎大原住宅課長 債権放棄について御説明をいたします。1 ページを御覧ください。高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、非強制徴収債権を放棄したことについて、本会議でお配りした資料のうち、住宅課が所管しています(1)総括表、3の県営住宅使用料に

係る債権4件、198万2,400円の御説明をいたします。

これまで、住宅使用料に係る長期滞納者に対して、文書等で納付指導を行うほか、明渡し及び支払いを求める訴訟の提起や明渡しの強制執行、弁護士への委託等により、債権回収に努めてまいりました。しかしながら、退去滞納者の中には、支払う意思や能力がない方などが存在し、時効期間を経過している債権が発生しています。住宅課において、昨年度に時効期間を経過している債権について、順次債務者本人及び連帯保証人の所在調査などを行った結果、条例第14条の要件に4件が該当していることを確認いたしました。

2ページを御覧ください。放棄した金額は、上から順に、48万8,500円、41万7,400円、7万500円、100万6,000円となっております。債権放棄事由につきましては、番号の1は、債務者のうち1人が、第14条第1項第2号の「破産法の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。」に該当し、あとの2人は、第14条第2項第2号の「強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。」に該当しております。2、3については、債務者または相続人が、第14条第2項第2号の「強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。」に該当しており、4は、債務者の相続人が、第14条第2項第3号の「債務者の所在が不明であるとき。」に該当しております。債権の放棄決定の日は、いずれも令和6年3月29日です。

説明は以上となります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 県営住宅を管理するときに連帯保証人をつけてやります。払えないから連帯保証人へ行きますよね。連帯保証人は借りたと一緒なんでね。けれど連帯保証人の方も、今言われたような第1項第2号とか事情があるんで、連帯保証人にも行けないから、今回放棄しますという考え方でいいんですよね。

◎大原住宅課長 おっしゃるとおり、連帯保証人が同じように生活に窮迫するなどの状況になるということであれば、同じような条件で債権を放棄する形で取り組んでおります。

◎上治委員 今回もそういうことでいいんですよね。

◎大原住宅課長 今回の4件、いずれも条例の規定に合致し申請をしました。

◎樋口委員 表に、名前も金額も載ってるけれど、どれくらいの期間支払っていないのでしょうか。

◎大原住宅課長 それぞれ退去してからとか、退去前にも滞納してる状況もございまして、今回、お示ししているものは時効が来ているものですので、最低でも5年は経過してる状況にあります。

◎樋口委員 個々に、例えばこの人は4年滞納したとか、以前はそんな数字があったと思いますけどね。これだったら総額でしょ。一体この人がどれくらい家賃を滞納したか分からんと思いませんか。私は、資料として出すんだったら、何万円のところを何年間滞納し

ていたからという数字があったほうがいいと思うんですけど。

◎大原住宅課長 滞納した期間としましては、1番の方につきましては、平成20年2月から平成23年12月まで滞納になっております。2番の方につきましては、平成17年6月から平成19年の7月、3番の方につきましては、平成9年の2月から平成10年の1月、4番の方につきましては、平成8年の12月から平成11年の11月となっております。

◎樋口委員 あんまり長くないけど。放棄の理由は、それくらい短期間だったらもっとやり方があったんじゃないのかな。以前は10年とか、えらい長い間金を払わんような人が私の記憶であるんですけど。

◎大原住宅課長 滞納整理の考え方として、滞納期間が長い、金額の多い方を順番に整理して行っておりまして、その期間の長い方については既に整理が進んでいる状況で、今回この形になっています。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

これで、土木部を終わります。

《採決》

◎土森委員長 これより採決を行います。今回は、議案数が2件で、予算議案が1件、条例その他議案が1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第10号議案「国道494号社会資本整備総合交付金(野瀧トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎土森委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《意見書》

◎土森委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案件が提出をされております。まず、「防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書(案)」が自由民主党、一燈立

志の会、県民の会、公明党から提出されております。意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎土森委員長 御意見をどうぞ。それでは小休にいたします。

(小休)

(なし)

◎土森委員長 正常に復します。

それではこの意見書は当委員会の委員会全員をもって提出することといたします。次に、「下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書(案)」が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。意見書案の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎土森委員長 御意見をどうぞ。それでは小休にいたします。

(小休)

◎ 不一致です。P F I に全てを投げていくような方向に加速化は認められない。

◎土森委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日の委員会は休会とし、7月3日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会を閉会いたします。

(10時33分閉会)